



TaxFlash

Tax Indonesia / 2024 年 1 月 / 第 2 号

第 21 条源泉徴収税計算
にかかる新ガイドライン
P1

第 21 条源泉徴収税計算にかかる新ガイドライン

第 21 条源泉徴収税率に関する新規則である政府規則 GR-58¹ 発行に続き、財務大臣は、主に GR-58 で導入された実効税率 (Tarif Efektif Rata-Rata、TER) に対応するため、個人が受領する給与やサービスにかかる所得に対する第 21 条所得税の計算に関する実施ガイドラインに関する規則 PMK-168²を発行しました。これらの規則は 2024 年 1 月 1 日より有効となりました。

PMK-168 では、複数の財務大臣規則、すなわち PMK-250³、PMK-252⁴、PMK-102⁵ および PMK-262⁶を撤廃し、これら規則の内容および変更は本 PMK にまとめられています。PMK-252 は、第 21 条源泉徴収税に関する従来の実施指針、すなわち PER-16⁷の法的根拠となっているため、PMK-252 の失効により、PER-16 は適用されなくなります。

PMK-168 の主な要点は以下の通りです。

所得受給者の種類とその税務処理

PMK-168 の対象となる所得受給者の種類は、主に PER-16 と同じです。ただし、計算方法は変更されています。

PER-16 は、年換算所得に対して所得税法第 17 条(1)(a)項（第 17 条）に規定される累進所得税率を使用し、一定の控除と所得控除金額（Penghasilan Tidak Kena Pajak、PTKP）を適用します。これは特定の種類の所得受給者に対する第 21

¹ 政府規則 2023 年第 58 号(GR-58)2023 年 12 月 27 日公布

² 財務大臣規則 2023 年第 168 号(PMK-168)2023 年 12 月 29 日公布

³ 正社員または年金受給者の総所得から控除できる公的費用または年金費用に関する財務大臣規則 2008 年第 250 号(PMK-250)2008 年 12 月 31 公布、2009 年 1 月 1 日発効

⁴ 個人の給与やサービスに対する所得税の源泉徴収に関する財務大臣規則 2008 年第 252 号(PMK-252)2008 年 12 月 31 公布、2009 年 1 月 1 日発効

⁵ 日払い・週払いの従業員およびその他の臨時従業員の労働に係る所得で所得税の源泉徴収の対象外となる部分の規定に関する財務大臣規則 2016 年第 102 号(PMK-102)2016 年 6 月 27 公布・発効

⁶ 国家歳入歳出予算または地方歳入歳出予算に計上された国家公務員、インドネシア国軍兵士、インドネシア国家警察隊員およびその退職者の所得に対する第 21 条所得税の源泉徴収方法に関する財務大臣規則 2010 年第 262 号(PMK-262)2010 年 12 月 31 公布、2011 年 1 月 1 日発効

⁷ 国税総局長規則 2016 年第 16 号(PER-16)2016 年 9 月 29 日公布

条源泉徴収税を計算するために、所得の継続性、年間累計所得、個人の納税者番号のステータスも考慮されます。

PMK-168 では、実効税率を計算に用いるなど、計算を簡素化することを目的としています。実効税率は、基本的に単一の税率であり、第 17 条累進税率、控除可能額、年換算所得に対する所得控除金額を考慮し、適用される税率を推計して決定されます。実効税率の詳細な説明および GR-58 に詳述されている適用実効税率表については、[TaxFlash No.01/2024](#) を参照ください。

第 21 条の税額計算は、課税標準に適用税率を乗じて計算します。PMK-168 の各所得受給者の種類と課税標準、税率の概要は以下の通りです：

所得受給者の種類	課税標準	税率
正社員および年金受給者	最終課税期間の前： 1ヶ月の総所得	月次実効税率
	最終課税期間(12 月)： 年間総所得 ⁱ - 所得控除金額 - 控除可能額 ⁱⁱ	第 17 条
非正社員		
非月払いで 1 日 250 万ルピア 未満	日次（または日平均）総所得 金額	日次実効税率
非月払いで 1 日 250 万ルピア 以上	50% × 日次（または日平均） 総所得金額	第 17 条
月払い	1ヶ月の総所得金額	月次実効税率
雇用ステータスを持つ年金プログ ラム受給者	1ヶ月の総所得金額	第 17 条
不定期収入のあるコミサリス・監 査役	1ヶ月の総所得金額	月次実効税率
非雇用者	50% × 1ヶ月の総所得金額 ⁱⁱⁱ	第 17 条
特定の活動の従事者	1ヶ月の総所得金額	第 17 条
元従業員	1ヶ月の総所得金額	第 17 条

- i. 1年間勤務していない駐在員の場合、前課税期間の年間総収入を年率換算し、実際の勤務月数に基づいて納税額を按分します。
- ii. 正社員の場合、認められる控除は業務関連控除（総所得の 5%、最高 500,000IDR/月）、退職拠出金、雇用主を通じて支払われる給付金であり、年金受給者の場合に認められる控除は年金費用と年金支払者を通じて支払われる給付金のみです。
- iii. ケータリング以外のサービスを受けている非従業員は、契約書や請求書によって費用を区分し、その証明をすることができれば一定の費用を課税標準から差し引くことができます。

前回の規定と同様、PMK-168 では、所得受給者の種類の定義が示されています。この分類に関する典型的な論点の一つは、正社員、非正社員、非雇用者の区別です。所得受給者の分類を判断するための参考として、これらの定義を以下に示します：

- 正社員 (pegawai tetap) – 一定の定期的な収入を得る、または得ている従業員（コミサリス・監査役を含む）、および一定期間の契約においてフルタイムで働く従業員
- 非正社員 (pegawai tidak tetap) – フリーランサーを含む、労働日数、生産単位数、または雇用主の要求に応じた特定の作業に基づいて働いた場合にのみ収入を得る従業員
- 非雇用者 (bukan pegawai) – 特定の専門家（土地所有権登記官を含む）、アーティスト（コンテンツクリエーターを含む）、保険代理店などの依頼者からの命令または要求に基づいたサービス収入またはフリーランス収入を受ける、正社員および非正社員以外の個人

正社員の給与手取額への影響

第 21 条月次源泉徴収税額の計算対象者の大半は正社員であるため、この計算変更は、最終課税期間より前の期間の計算にのみ影響する点に注意が必要です。最終課税期間の計算は、従前の規定と同様です。すなわち、第 17 条の累進所得税率を使用し、適用可能な控除額や非課税所得を考慮します。通年所得者の最終課税期間は 12 月であり、通年所得者でない場合は所得を受領した最後の月です。

しかし、実効税率はあくまでも「概算」税率であるため、第 17 条の税率を使用する従来の方法で計算した納税額とは異なり正確な納税額とはなりません。そのため、従業員の手取額に差が生じます。通年勤務していない現地従業員のような特定のケースでは、最終課税期間前に源泉徴収された第 21 条の合計額が、最終課税期間において再計算された実際の納付税額よりも高くなる可能性があり、その結果、該当する従業員の源泉徴収税額が過大になります。このような場合、PMK-168 では、雇用主は、最終課税期間の翌月末までに、源泉徴収税額を返還し、再計算額に基づく源泉徴収票を従業員に提出しなければならないと規定しています。

PMK-168 では、ある課税期間中に過払い税額が発生した場合、その過払い税額を翌月の納付税額に充当することができるとしています。また、PMK-168 では、第 21 条源泉徴収税申告の修正中に過払い税額が発生した場合、その過払い税額は、連続した月でなくても、その後の課税期間の第 21 条源泉徴収税申告で充当することができると規定されています。

主な要点

上記の通り、新しい計算方法による変更により、最終課税期間より前の期間における納税額が変更される可能性がありますが、最終課税期間において調整されるため、年間納税額の合計は従来の方法と同じになります。ただし、この変更は従業員の手取り給与額やキャッシュフローに関わるため、従業員への周知を徹底することが重要です。

純報酬を支給している会社にとって、この変更は、税額控除額も影響するため、会社のキャッシュフローにも影響します。

また、多くの従業員を雇用している会社で、従業員の源泉徴収税額を計算するために給与計算システムを使用している場合、この変更に対応するためにシステムの変更が必要になることもあります。

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Runi Tusita rungi.tusita@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Sujadi Lee sujadi.lee@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Ali Widodo ali.widodo@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Susetyo Putranto susetyo.putranto@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Mardianto mardianto.mardianto-c@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Antonius Sanyojoya antonius.sanyojoya@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Ay Tjching Phan ay.tjching.phan@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Dexter Pagayonan dexter.pagayonan@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yuliana Kurniadjaja yuliana.kurniadjaja@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com	
Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Peter Hohtoulas peter.hohtoulas@pwc.com	

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2024 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.